

令和2年（2020年）4月

宝塚市営住宅 入居者の皆様へ

宝塚市役所 住まい政策課

宝塚市営住宅管理センター

## 新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言の発令に伴う 管理センター業務への影響について

平素は、市営住宅の適切な運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令されたことを受け、期間中の管理センター業務を下記のとおりのお取り扱いとさせていただきます。

入居者の皆様には多大なるご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【期間】 令和2年4月15日～令和2年5月6日

※期間終了時の状況に応じて、期間を延長する可能性がありますことをご了承ください。

【市営住宅管理業務について】

(1) 管理センター窓口業務の休止について

・管理センター（窓口）は閉鎖します。センターへの来所についてはご遠慮ください。なお、各種お手続きやご相談につきましては、緊急性を伴う内容のみ、お電話にて受付します。

※月曜日～土曜日の9：00～18：00（祝日を除く）

・家賃や駐車場使用料のお支払は、各金融機関にてお願い致します。

(2) 高齢者世帯・住宅管理人等の巡回訪問について

・職員による巡回・各戸訪問については引き続き休止し、電話による健康状態の確認等で代替えさせていただきます。

(3) 修繕業務・樹木の管理について

・水漏れや停電等、特に緊急を要する修繕のみの対応に限定させていただきます。また、通常よりも対応に時間を要する場合があります。

・樹木の剪定については、当面の間、中止とさせていただきます。

(4) 休日・夜間における設備緊急センターの対応について

・分散勤務により、通常より大幅にお電話が繋がりにくい状況になる場合があります。

以上